

# 事件史年表

## 《1955年》

- 6月～8月 西日本一帯に人工栄養児の原因不明の奇病集団発生。
- 8月 5日 岡大病院で森永徳島工場製品MF缶に疑いをもち、8月 23 日同缶よりひ素検出。
- 8月24日 岡山県衛生部、奇病の原因を森永ドライミルクMF(徳島工場製品)によるひ素中毒と発表。
- 8月27日 岡山日赤に被災者同盟結成。全国各地の病院・地域で被災者同盟結成。
- 9月 1日 厚生省、中毒患者の把握指示(衛発 518 号)。
- 9月 3日 全岡山県森永ミルク被災者同盟結成
- 9月18日 森永ミルク被災者同盟全国協議会(「全協」)結成、岡山同盟の三要求を確認。
- 9月 被災者同盟奈良支部結成。
- 10月 3日 「全協」、第1回中央交渉。
- 10月 6日 厚生省、日本医師会長に「診断基準並びに治療指針」作成依頼。その結果 10 月9日「西沢委員会」発足。
- 10月22日 厚生省の委嘱による「5人委員会」発足。補償に関する意見書作成。
- 10月23日 「全協」、第2回中央交渉。
- 11月 2日 西沢委員会「治癒判定基準、後遺症治療指針」を厚生省に答申。11 月8日、厚生省これを各県に送付(その後の健康管理その他に影響を及ぼすことに)。
- 12月15日 5人委員会が「死者 25 万円、患者1万円」の補償案を公表。

## 《1956年》

- 3月 2日 「全協」代表者会議、最終交渉に臨む態度を決定。
- 3月18日 「全協」、最終交渉。
- 3月26日 全国一斉検診実施(公衆衛生局長通達)。
- 4月 9日 「全協」と森永乳業との間で5人委員会案による妥結案成立。
- 4月13日 「全協」代表者会議、妥結案採択。  
同盟は厚生省の一斉検診の約束と森永の「後遺症究明助成機関」設置案と引き換えに解散。
- 4月23日 「全協」の解散に伴い、岡山同盟の一部 53 人は損害賠償提訴。
- 6月 9日 厚生省が被害状況発表。被害者総数 12,131 人うち死亡者 130 人。
- 6月24日 岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会(「守る会岡山」)結成。
- 8月24日 守る会第1回総会(以降 1969 年8月 24 日の第 14 回総会まで毎年開催)。
- 9月 6日 守る会、岡山県下一斉検診に対する要望書発表。

## 《1957年》

- 2月20日 財団法人「森永奉仕会」発足。

- 6月18日 守る会岡山、県衛生部に座り込み。
- 7月31日 守る会岡山、森永と交渉、治療費等の支払覚書(この覚書により倉敷中央病院、岡大病院で精密検診実施)。
- 10月30日 守る会岡山、森永乳業第1回「二者協議」。
- 《1960年》
- 8月 1日 守る会岡山、中国5県母親大会に訴え。
- 8月20日 守る会岡山、第6回日本母親大会に訴え。
- 9月20日 守る会岡山、中山厚生大臣に陳情
- 《1961年》
- 12月 2日 守る会岡山、子供を守る会文化会議に訴え。
- 《1962年》
- 3月11日 守る会岡山、岡山県知事に陳情。
- 8月27日 守る会岡山は、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」と名称変更。
- 《1963年》
- 10月 2日 徳島地裁の第1審刑事裁判で工場責任者に無罪の判決。徳島地検が控訴。
- 《1964年》
- 4月 1日 岡山民事訴訟取下げ。
- 《1965年》
- 8月22日 守る会、第10回定期総会、10周年記念集会、全国一斉検診の要求決定。
- 《1966年》
- 3月31日 高松高裁が第1審判決を破棄、差し戻し決定。森永は最高裁に上告。
- 《1967年》
- 3月25日 守る会が、岡山の水島協同病院で集団臨床精密検診実施(至9/30)。異状所見多数発見。
- 《1969年》
- 2月27日 高松高裁が森永乳業の上告を棄却し徳島地裁へ差し戻す。
- 10月18日 阪大 丸山博教授ら「14年目の訪問」公表。
- 10月30日 第27回日本公衆衛生学会で「森永ひ素ミルク中毒患者に後遺症」を発表。
- 11月20日 日本公衆衛生学会が「中毒疫学委員会」を設置し、森永ミルク中毒に関する後遺症問題に取り組む。
- 11月30日 「森永ミルク中毒のこどもを守る会」を全国組織として発足させ、第1回全国総会開催。森永が厚生省へ調査を依頼、厚生省は岡山へ検診委託。
- 12月23日 守る会、岡山県へ官制検診反対を申し入れ。
- 12月25日 守る会機関紙「ひかり」発刊。

## 《1970年》

- 2月 9日 徳島地裁で差し戻し裁判開始。
- 5月31日 協力医療機関の全国一本化。
- 7月 6日 蜷川知事が、京都府議会で守る会の要望を全面的にとりあげ、自治体の責任で追跡調査実施を表明。
- 9月19日 守る会幹部が厚生省食品衛生課長との交渉。
- 12月12日 守る会、森永と「本部交渉」「現地交渉」の2本立方式による交渉開始。  
第1回本部交渉(岡山)A項5項目、B項3項目の要求提出  
第2回(1971.1.10 岡山)  
第3回(1971.2.21 岡山)  
第4回(1971.3.14 大阪)  
第5回(1971.4.29 広島)  
第6回(1971.5.23 徳島)  
第7回(1971.6.20 京都)  
第8回(1971.7.11 奈良)  
第9回(1971.11.28 岡山)

## 《1971年》

- 2月 1日 岡山県検診(厚生省委託)開始。  
第1回2. 1 第2回2. 21 第3回3. 14 第4回4. 29  
第5回 第6回 5. 23 第7回6. 20
- 4月 2日 日本小児科学会「ヒ素ミルク調査小委員会」設置決議。  
「森永告発」結成。
- 4月 5日 西沢委員会記者会見 昭和31年当時の検診基準の欠陥を認める。
- 5月30日 日本生協連総会、森永製品の不買と森永の企業責任追求を決議。
- 7月11日 森永、第8回本部交渉(奈良)で岡山県官制検診の結論がでるまで因果関係不明を理由に交渉打ち切り表明。
- 11月28日 森永から交渉再会を守る会に申し入れ、第9回本部交渉実施。対策会議は、厚生省に岡山県検診の危険性や国としての諸対策実施を申し入れ。厚生省は、大臣名で森永乳業会社に被害者救済を申し入れ。
- 12月 9日 森永、「恒久措置案」提案、守る会が拒否。
- 12月22日 京都府追跡調査委員会、検診結果を発表。
- 12月26日 第10回本部交渉(尼崎)。
- 12月30日 第11回本部交渉(兵庫)、森永欠席。

## 《1972年》

- 1月 9日 森永ミルク中毒被害者の会(全国組織)結成。
- 2月 7日 守る会、「恒久措置案」に対する抗議声明。
- 2月23日 第12回本部交渉(神戸)、「恒久措置案」を拒否。

- 4月 3日 守る会代表、齋藤厚生大臣に面会、「被害者手帳」の発行と未登録被害者の調査確認を申し入れ。
- 4月 9日 第13回本部交渉(京都)。
- 6月26日 厚生大臣交渉、4月の申し入れに対し実施を約束。
- 8月20日 守る会第4回全国総会、「恒久対策案」を決定。森永は、守る会の意向に沿うことをマスコミに発表。  
被害者の会全国本部結成総会。
- 9月 5日 森永ミルク中毒被害者弁護団結成。
- 9月24日 第14回本部交渉(岡山)、森永大野勇社長初出席。「恒久対策案」の前提での因果関係・企業責任を法的に認めず。
- 12月 3日 第15回本部交渉、不成立(岡山)。守る会、第2回全国集會に切り替え、民事訴訟提起と森永製品不買(売)運動決定。
- 12月 5日 岡山県、検診結果発表、因果関係を否定。三委員が抗議声明。
- 《1973年》
- 1月15日 守る会第30回理事会、不買売・民事訴訟決定。
- 1月20日 大阪府、未登録被害者認定の調査委員会発足。認定作業開始。
- 3月22日 京都府・市、未登録被害者実態調査開始。
- 4月 8日 守る会総決起大会(大阪)。
- 4月10日 守る会、国・森永を被告に第1次訴訟を大阪地裁に提訴(原告36人)。5月31日 第1回口頭弁論。
- 8月24日 第2次訴訟、岡山地裁(原告8名)。
- 9月13日 厚生大臣、「救済基金」構想公表。守る会・森永との話し合い呼びかけ。
- 9月23日 守る会、第1回救済対策委員会準備委員会発足。
- 9月27日 山口厚生政務次官、守る会の恒久対策案実施のための会談を再度提案。森永が「恒久対策案」を包括的に認め、その線に沿うことを約束。
- 9月30日 守る会第34回理事会、会談に臨む旨回答。
- 10月12日 厚生省・守る会・森永による第1回三者会談。
- 10月21日 第2回三者会談。
- 11月17日 第3回三者会談。
- 11月24日 第3次訴訟、高松地裁(原告11名)。
- 11月28日 徳島地裁、差し戻し刑事裁判で工場の現場責任者「有罪」の判決。
- 12月23日 第5回三者会談、「確認書」調印。
- 《1974年》
- 2月25日 第6回救済対策委員会準備会、守る会5名、専門家7名選出。
- 4月11日 第1回三者会談救済対策推進委員会(大阪)。議題、協会寄附行為、基本財産問題及び民事訴訟の取り扱い。
- 4月17日 第6回三者会談(東京:憲政記念館)、森永ミルク中毒被害者の救済事業を行う公益法人設立について意見一致。

- 4月25日 第7回三者会談(衆議院会館)。①救済事業対象者の問題について ②国の援助、協力について ③訴訟関係事項について
- 4月27日 守る会、協会設立にあたっての声明発表。